

(電子メール施行)
教体第1245号
令和2年6月8日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

6月15日以降の学校運営について

新型コロナウイルス感染症については、県内では、5月17日以降、近隣府県でもほぼ新たな感染者が発生していないことから、既に通常授業としている他府県の状況等を踏まえ、6月15日以降の学校運営について、以下のとおりとします。

なお、今後、新たに感染者が発生し、広域的な予防対策が必要となった場合は、改めて通知します。

記

1 教育活動

- (1) 6月15日(月)から通常活動とする。
- (2) 授業については、各教室で可能な限りの間隔をとる、マスクを着用する、換気を行う、必要に応じてフェイスシールドを着用するなどの新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行ったうえで、通常どおり実施する。
- (3) 感染が不安で出席できない生徒については、以降、「欠席」とする。

2 部活動

- (1) 6月21日(日)までは、平日3日、土日1日、1日2時間を上限とする。
練習試合、合同練習は、学区内の学校とする。また、合宿は認めない。
- (2) 6月22日(月)以降は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に沿った通常活動とする。
練習試合、合同練習は、県内の学校とする。また、合宿は認めない。
※詳細については、【別紙】「通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて」のとおり

3 心のケア

- (1) きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心の健康問題に適切に対応すること。
- (2) 教職員についても、十分留意すること。

4 熱中症対策

厳しい暑さが予測されることから、エアコンの利用など教室内も含め、熱中症対策にも十分留意すること

5 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合

令和2年5月25日付け教体第1195号に基づき、保健所等と連携し、適切に対処すること

- 6 特別支援学校については、以下のとおりとする
 - (1) 学校再開等については、学校における感染防止対策、学校医、PTA 会長の意見等を参考に、学校ごとに対応すること。
(令和2年5月22日付け事務連絡Q3のとおり)
 - (2) 出欠の取扱いについては、主治医の見解を保護者に確認するなど、児童生徒等の基礎疾患や障害の状況等を踏まえ、適切に対応すること。
(県立特別支援学校長あて令和2年5月25日付け教体第1205号のとおり)
- 7 定時制・多部制・通信制課程については、上記の方針を踏まえて、学校ごとに適切に対応すること
- 8 その他
 - (1) 学習支援アプリ、学校と家庭を双方向で結ぶ ICT 環境が活用できることから土日の休業日などにおける在宅学習について工夫すること。
 - (2) 既に発表されている県の第2次補正予算において、学校運営に対する様々な支援対策が計上されていることから、積極的に活用できるよう準備すること。

令和2年6月8日

通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて

6月15日より通常登校が再開されますが、生徒たちの基礎体力や技能などが未だ高まっていない状況であることを踏まえ、部活動の取扱いを校長のリーダーシップのもと、以下のとおり段階的に実施願います。

なお、今後の感染状況により活動が制限されることもあります。

1 部活動の段階的な取組

区分	期間	活動日数と時間	公式試合※	練習試合	合同練習	合宿
I	6月15日(月) ～6月21日(日)	平日3日2時間上限 休日1日2時間上限	×	学区内 ○	学区内 ○	×
II	6月22日(月) ～7月9日(木)	平日4日2時間程度 休日1日3時間程度	×	県内 ○	県内 ○	×
III	7月10日(金)～		当面の間、県内のみ			

※公式試合については、高体連、高野連、体育協会、中体連に7月9日まで開催自粛協力を要請済み

2 部活動再開にあたっての留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

これまでの感染拡大防止対策等に関する通知等を遵守し、引き続き感染拡大防止に努めること。

また、各競技団体の活動制約を遵守し、種目の特性に応じた感染防止対策を実施すること。

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省5月21日発表）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課5月21日時点）
- ・ 部活動の再開時における留意事項について（令和2年5月25日付け教特第1101号、教高第1196号、教体第1199号）

(2) 今年度の部活動指導

顧問は、今年度は、不測の事態が起こりうることを想定し、例年行っていた計画や練習内容等を見直し、余裕のある練習計画を立てて指導を行うこと。

また、生徒の健康状態や技能レベルを適切に把握し、段階的に専門的な練習内容へと移行していくこと。

(3) 公式試合、練習試合、合同練習、合宿等

顧問は、生徒の参加について、生徒の状況や保護者の意見等を踏まえ判断すること。

また、実施する場合は、県内や会場周辺地域の感染状況を注視し、競技特性に応じた感染拡大防止対策に努めること。

さらに、感染状況によっては、少しでも不安や課題があり、対応することが困難な場合には、すみやかに中止すること。